

精神障害者保健福祉手帳の援護について

三郷市市役所（代表 048-953-1111）

給付係(直通 048-930-7779)

障がい福祉係(直通 048-930-7778)

○該当 △各種条件あり

チェック	制度名	手帳の級			制度内容等	窓口	備考
		1	2	3			
	重度心身障害者医療費助成	△	△		市内に居住する1級及び2級（注2）に該当する障がい者に医療費を助成する。 注1）ただし、65歳を過ぎて精神保健福祉手帳を新規取得した方を除く。 注2）2級は、自立支援医療（精神通院）受給中であって、指定登録医療機関での精神科通院治療にかかる医療費のみ対象となります。また、平成27.3/31迄に精神保健福祉手帳を取得し、65歳を迎えられた方は、別途ご相談ください。	障がい福祉課 給付係	
	在宅重度心身障害者手当	△			市内に居住する在宅重度障がい者に支給。（市民税課税者、特別障がい者手当等の受給者及び施設入所者を除く）	障がい福祉課 給付係	
	福祉タクシー補助券又はガソリン補助券の交付	△			市内居住の障がい者が県内のタクシーに乗車する場合、基本料金を補助する券を（年34枚分）支給。又は、同額のガソリン券を補助。（※施設入所者は非該当）	障がい福祉課 給付係	
	特別障害者手当	△			在宅の重度障がい者（20歳以上）で常に特別の介護を要する状態にある方に支給。（病院等に3ヶ月以上入院している方及び施設入所者を除く） 所得制限有り	障がい福祉課 給付係	児童は無し
	障害児福祉手当	△			在宅の重度障がい児（20歳未満）に支給。（障害年金を受給している方及び施設入所者を除く） 所得制限有り	障がい福祉課 給付係	大人は無し
	特別児童扶養手当	△			精神又は身体に障がいをもっている20歳未満の児童を家庭で養育している保護者（親）に支給。 所得制限有り	障がい福祉課 給付係	大人は無し
	心身障害者扶養共済制度	△	△		障がい者の保護者が死亡または重度の障がいの状態になった場合、その障がい者が年金を受け、生活の安定及び将来に対する保護者の不安を軽減する制度。 *県内に住所を有する65才未満の保護者で、将来独立自活することが困難な障がい者を扶養している方。	障がい福祉課 給付係	
	国民年金法障害基礎年金 厚生年金保険法障害厚生年金	△	△	△	年金加入中に病気や事故で障がいとなった場合、納付要件を満たす方に支給。20歳前又は昭和36年4月1日以前に初診日のある場合は、年金をかけていなくても支給。（ただし所得制限あり）	三郷市役所 国保年金課 越谷年金事務所	三郷市役所 国保年金課 年金係 内線1162～1164 越谷年金事務所 048-960-1190
	旅客運賃の割引	○	○	○	第1種…全線5割引（本人及び介護者） 第2種…片道100km以上利用する場合5割引 （第1種でも単独で乗車した場合は第2種扱いとなる） ※手帳にスタンプの押印等をした場合であっても、顔写真貼付がない場合は旅客運賃の割引が受けられない場合があります。なお、JRグループは顔写真貼付のない手帳は運賃減額を適用しないとのことです。	各鉄道窓口	各鉄道会社により違いあり
	バス運賃の割引	○	○	○	※5割引（原則、本人のみ） ※運賃支払いの際に精神保健福祉手帳の写真提示による本人確認が必要です。（写真貼付がない場合には、精神保健福祉手帳への写真添付変更手続きが必要です）	各バス会社 営業所	定期券および介護者割引については各バス会社により対応が異なります。各バス会社営業所にお問い合わせください。
	国内線航空運賃の割引	○	○	○	※2.5割引（本人および介護者1名） ※割引対象となるには精神保健福祉手帳の写真提示による本人確認が必要です。（写真貼付がない場合には、精神保健福祉手帳への写真添付変更手続きが必要です）	各航空会社 営業所	割引対象時期については各航空会社により異なります。各航空会社営業所にお問い合わせください。
	障害者総合支援法 福祉サービス	△	△	△	介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業がある。 相談員が生活状況を伺いながら利用申請を受付し、調査・障がい程度の区分認定・サービス利用意向聴取を経て支給が決定される。 また、1割の定率負担と所得に応じた月額負担上限額の設定により利用料を負担することになる。	障がい福祉課 障がい福祉係	

チェック	制度名	手帳の級			制度内容等	窓口	備考
		1	2	3			
	NHK 放送受信料免除	△	△	△	全額免除・・・障がい者の方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合 半額免除・・・重度（1級）障がい者の方が、世帯主かつ契約者である場合	障がい福祉課 障がい福祉係	
	所得税・住民税の控除	○	○	○	障がい者本人が納税者の場合、または納税者が障がい者を扶養している場合に、障害者控除を受けられる。	税務署（所得税） 課税課 市民税係（住民税） ※給与から住民税、所得税を徴収されている場合は勤務先の給与係	越谷税務署 048-965-8111 三郷市役所 市民税課 市民税係 内線1142～1145
	相続税の控除	○	○	○	相続または遺贈により財産を取得した方が、85歳未満で心身に障がいがある場合の控除。	税務署	越谷税務署 048-965-8111
	自動車税減免	△			◎自立支援医療費（精神通院）支給認定を受けているもの。 ◎障がい者又はその生計同一者が所有する自動車等で、障がい者の通院等のためにその生計同一者が運転するものについては、免除又は軽減する。 右欄窓口へ申請。一度申請すれば該当車両に対して納税通知書は送付されない。 ※ 軽自動車については市役所課税課が減免申請窓口。 ※ 軽自動車は減免手続きが毎年必要。	県税事務所又は 自動車税事務所 軽自動車については 三郷市役所 市民税課 諸税係	埼玉県越谷県税事務所 048-962-2191 春日部自動車税事務所 048-763-4111 三郷市役所 市民税課 諸税係 内線 1147・1148
	思いやり駐車場制度 （パーキング・パーミット制度）	○			障がいのある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認めさせる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子利用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適用利用を推進する制度。	障がい福祉課 障がい福祉係	
	駐車禁止区域適応除外許可証の発行	○			許可証を提示すれば駐車禁止区域でも他の交通の妨げにならない範囲で駐車が可能になる。個人に対する交付。手続きの際は、事前に持ち物等を吉川警察署に電話にて問い合わせの上、手帳の写し（コピー）を必ずお持ちください。	吉川警察署 交通課	吉川警察署 048-958-0110
	公共施設の使用料等の減免	△	△	△	手帳（1・2級）所持者は本人と介護人1人が、手帳（3級）所持者は本人が、施設使用料等の減免を受けられる。	減免規定を設けている 各施設	
	県営住宅の優先抽選	○	○		手帳（1・2級）の交付を受けており収入月額が一定額以下の世帯は、入居抽選が優先される。	埼玉県住宅供給公社 岩槻支所	埼玉県住宅供給公社 岩槻支所 048-794-7146
	携帯電話基本使用料等の割引	○	○	○	基本使用料、付加機能使用料が申請により割引になる。	各キャリア窓口	
	救急医療情報キット	○	○	○	キットにかかりつけの医療機関名や持病、服薬内容等を記入した医療情報用紙を入れ、冷蔵庫内で保管する。救急時に救急隊が、用紙に記入した情報を搬送先の医療機関に伝えるなどの活用をする。	障がい福祉課 障がい福祉係	